

【消費生活の窓口から】

増加する中古車の売却トラブルにご注意を！

～強引な勧誘やキャンセル妨害も～

中古自動車（以下、中古車）の売却に関するトラブルが増加傾向にあります。トラブルの特徴としては「(1)十分に検討する時間が与えられず、その場で強引に契約を迫られる。(2)高額なキャンセル料を設定されたり、キャンセル妨害等をされる。(3)契約後に査定額を減額される。」などです。事例を確認し、トラブルを未然に防止しましょう。

〈強引な勧誘・契約〉

- ・ 査定時に強引に契約させられ、車を持っていかれた。
- ・ 事業者が居座り帰らない様子だったので、やむなく契約してしまった。
- ・ 勝手に契約したことにされていて、断ったらキャンセル料を請求された。

〈高額なキャンセル料の請求〉

- ・ 契約後すぐにキャンセルを申し出たら、高額なキャンセル料を請求された。
- ・ 高額なキャンセル料の算出明細が示されない。

〈契約後の査定額の減額〉

- ・ 修復歴を告げ、2回も査定して決まった売却額が、突然減額された。
- ・ 引き渡した10日後に、事業者から一方的に契約を解除すると言われた。

【アドバイス】

◆車の売却は、クーリング・オフの対象外です。契約を急がされても、一呼吸おいて、よく考えましょう。

◆契約書をしっかり確認しましょう。特にキャンセル料はいくらか、いつから発生するのか等が重要です。

◆査定サイトに書き込んだ情報で、複数社から勧誘されることがあります。

◆修復歴や事故歴を事前に適切に告げた場合、契約後の修復歴等を理由とした契約解除や減額には応じる必要はありません。

◆トラブルになったときは、消費生活相談窓口や消費者ホットライン^{いやや}188（局番なし）、業界団体の相談窓口に相談しましょう。

JPUC（一般社団法人日本自動車購入協会）車売却消費者相談室（無料）

☎0120-93-4595（平日9:00～17:00）

※詳しくは、国民生活センターホームページ「[増加する中古自動車の売却トラブルー強引な勧誘やキャンセル妨害もー（PDF）](#)」「[増えています！ 中古車の売却トラブル（PDF）](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3